

令和5年度諫早市農業委員会 第11回総会議事録

1 開催日時 令和6年1月26日(金) 開会 午後3時00分 ~ 閉会 午後3時50分

2 開催場所 諫早市役所 本館8階 8-1会議室

3 出席委員 (19人)

会 長 20番 山開博俊

会長職務代理者 19番 久本純造

農 業 委 員 1番 久保 繁 2番 牟田 繁 3番 西口雪夫

4番 立森和富 5番 前田貞松 6番 林田芳信

7番 平野和敏 9番 補伽文夫 10番 森田正男

10番 中島康範 12番 松本秀徳 13番 江崎義明

14番 野田 浩 15番 泉野政則 16番 田淵勇二

17番 池田武弘 18番 増山時子

4 欠席委員 (1人) 8番 増田真美子

5 議 案

第1号 空き家バンクに登録された空き家に隣接した農地指定申請書審議の件

第2号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件

第3号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件

第4号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件

第5号 農地中間管理事業に係る「農用地利用集積等促進計画」に対する意見聴取の件

6 報 告

第1号 農地法第3条の3の規定による届出書受理の件

第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件

第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件

第4号 農地法第5条の規定による許可処分取消願受理の件

第5号 農業用施設届出書受理の件

第6号 農地改良等届出書受理の件

第7号 非農地通知届出書受理の件

7 そ の 他

8 事 務 局

局 長 諸岡昌史 次 長 増山義洋 主 任 田中順子

9 議 事

(開会)

議 長 これより、「令和5年度 諫早市農業委員会 第11回総会」を開会いたします。
総会の定足数について、事務局より報告願います。

事 務 局 総会の定足数につきまして、ご報告いたします。
農業委員会の在任委員20名中、19名の出席で定足数に達していますので、総会
が成立していることをご報告いたします。なお、8番 増田真美子委員から欠席の
届出がっております。以上で、報告を終わります。

議 長 それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定
の議事署名人を定めたいと存じます。私に、ご一任いただければ指名したいと思
いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 異議なしということですので、議事録署名人に9番・補伽文夫委員、17
番・池田武弘委員のご両人をお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際、挙手をし、議長の許
可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。また、発言は、簡明に、議題
外、又はその範囲を越えないようにお願いします。

(議案第1号) それでは、議案第1号「空き家バンクに登録された空き家に隣接した農地指定申
請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 1番、真津山地区、破籠井町の農地2筆、195㎡について、空き家バンクに登
録された空き家に隣接した農地の指定を受ける申請です。

申請のあった農地に隣接する「空き家」は空き家バンクに令和5年12月18日
に登録がなされており、農地の面積は1,000㎡未満で、担い手となる農家の集
積・集約に支障をきたす恐れもなく対象範囲内です。また貸借権等の設定はありま
せん。なお、今回の指定を受けることで、空き家と一体的に譲渡・取得が可能とな
ります。以上で説明を終わります。

議 長 議案第1号の説明がありましたので、1番・真津山地区担当の委員さん補足説明
をお願いします。

委 員 1番の農地を地区推進委員と確認してきました。該当の農地は空き家バンクに登
録された空き家に隣接しており、違反転用もされておりました。現在、地積
等から地域の営農や農地の集積・集約に支障をきたすことはないと思われますので、
空き家に隣接した農地の指定の許可について地区協議会でも問題ないとの意見で
した。ご審議をお願いします。

議 長 1番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませ
んか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は申請どおり許可することに決定いたします。
議長 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から、説明をお願いします。

事務局 1番、真津山地区、真崎町の農地1筆、876㎡について、耕作に便利のため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は3,104.78㎡です。耕うん機や軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また農業に約30年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約1分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。
2番、多良見地区、多良見町山川内の農地1筆、512㎡について、農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は43,979.56㎡です。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また農業に約49年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約3分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。
3番、高来地区、高来町峰の農地3筆、計1,481㎡について農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は18,348㎡です。トラクターやコンバイン等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また農業に約15年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約10分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。
4番、小長井地区、小長井町大搦の農地1筆、1,102㎡について農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は8,854㎡です。トラクターや軽トラック等の機械は所有されています。また農業に約40年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約1分以内でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

議長 事務局から説明がありましたので、1番・真津山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し水稻、サツマイモ、キャベツ、白菜、カボチャ等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議よろしくをお願いします。

議長 1番について、何かご質問はありませんか。

(質疑) (「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議はありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番については申請どおり許可することに決定いた

します。

- 議 長 次に、2番・多良見地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 2番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、みかんを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。
- 議 長 2番について、何かご質問はありませんか。
- 議 長 (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、2番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- 議 長 (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、2番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、3番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 3番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通しブロッコリーやトウモロコシを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。
- 議 長 3番について、何かご質問はありませんか。
- 議 長 (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、3番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- 議 長 (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、3番は申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、4番・小長井地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 委 員 4番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。
- 議 長 4番について、何かご質問はありませんか。
- 議 長 (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、4番は申請どおり許可することにご異議はありませんか。
- 議 長 (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、4番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題とい

事務局

たします。事務局から、説明をお願いします。

1番、諫早市長野土地区画整理事業に伴う、大規模集客施設の整備を行うため、今回、長野町の田394筆69, 463.60㎡と併用地40筆10, 045.08㎡を合わせた合計79, 508.68㎡について、大型商業施設及び駐車場用地とする転用申請です。契約内容は貸借権設定となっております。区域区分は調整区域、農振白地です。

農地の立地基準については、市街化調整区域内にあるおおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地及び甲種農地該当としての適用が考えられますが、区画の面積、通路等が高性能農業機械による営農に適するものでなく、個人の小規模営農のみであり、さらに、補助事業等の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年以上を経過したものであるため甲種農地には当たらず、また長野インターチェンジが完成したことにより、そこからおおむね300m以内の農地については第3種農地に該当するため、農地全体で第1種農地の割合が3分の1を超えないことから、隣接する土地と一体として同一事業の用に供する場合であるという、不許可の例外に該当しております。申請地ですが5階建ての大規模商業施設と駐車場棟を整備する申請となります。

土地の造成については、盛土を最高2.1m、切土を最高0.5m施し、土留め工事及び擁壁を設置し、土砂等の流出防止を図り隣地等に影響がないようにいたします。雨水については、貯水池を整備し、汚水・生活雑排水については、下水道に接続します。また、日照等について、土地区画整理事業の計画では、建物に近接する農地はありませんので、特に問題は無いと考えられます。今後、計画されている住宅用地に隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については決算書で確認しています。

2番、森山町杉谷の畑1筆7.34㎡について、駐車場用地とする申請です。追認の申請となるものです。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、諫早東高校駅からおおむね300m以内にある農地ですので、第3種農地に該当しております。本件についてですが、平成3年頃から隣接する遊技場の駐車場用地として利用しているものです。現在被害を及ぼしておらず、今後も同様を利用するため被害の発生は無いものと思われれます。現状のまま利用するため、追加の資金は発生いたしません。また、許可なく農地を農地以外のものにしていたということで、顛末書の提出がっております。

3番、飯盛町開の田2筆261㎡と隣接する公衆用道路を合わせまして、合計335㎡について住宅用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転の売買、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。本件は、木造2階建ての住宅を建築するものです。土地の造成はなく、現状のまま利用するため被害の恐れはありません。雨水については溜柵を経由して水路に放流し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽から水路に接続します。隣接する農地は譲渡人の自己所有であり、資金については融資証明書及び残高証明書で確認しています。

4番、報告第4号2番の転用取消と関連するもので、今回新たに、飯盛町上原の田1筆、1055㎡の農地を住宅用地とする転用申請です。契約内容は所有権移転の売買、区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準については、飯盛支所からおおむね300m以内にある農地ですので、第3種農地に該当しております。本件は、木造2階建ての共同住宅を建築するものです。土地の造成は盛土を最高1m、切土を最高1m施し、土留めと擁壁を設け土砂等の流出が無いようにいたします。雨水については溜柵を経由して道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝に接続します。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については融資確定書及び残高証明書で確認しています。

5番、高来町溝口の田1筆817㎡と隣接する宅地を合わせまして合計1204.25㎡を駐車場用地とする転用申請です。契約内容は賃貸借設定です。区域区分はその他の区域、農振区域外です。農地の立地基準については、第2種農地に該当しております。申請者はNPO法人であり、現在、駐車場として利用している土地を返還しなければならなくなったため、施設利用者と職員用の駐車場を新たに整備するものです。土地の造成については、盛土を最高0.2m、切土を最高0.1m施し、法面保護を行い土砂等の流出が無いようにいたします。雨水については水路放流とし、汚水については発生しません。隣接する農地所有者等との協議報告書が添付され、資金については通帳で確認しています。説明は以上となります。

議長 議案第3号の説明がありましたので、1番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、大型商業施設及び駐車場用地に転用することについて適正であると思われま。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 1番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、2番・森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、駐車場用地に転用することについて適正であると思われま。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 2番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、2番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、2番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次の3番は、9番委員に関する事項でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、9番委員の退席を求めます。
(9番委員退席)

議 長 それでは、3番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図等から判断して、住宅用地に転用することについて適正であると思われ
ます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 3番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、3番は、申請どおり許可することにご異議ありませ
んか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、3番は、申請どおり許可することに決定いたします。
9番委員の入場を求めます。
(9番委員・入場→着席)

議 長 次に、4番・飯盛地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用
計画図等から判断して、共同住宅用地に転用することについて適正であると思われ
ます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 4番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、4番は申請どおり許可することにご異議ありませ
んか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、4番は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、5番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委員 担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利
用計画図等から判断して、駐車場用地に転用することについて適正であると思われ
れます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 5番について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、5番は申請どおり許可することにご異議ありませ
んか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、5番は申請どおり許可することに決定いたします。
(議案第4号) 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件」を議
題といたします。事務局から、説明をお願いします。

事 務 局 1番から3番は借受人が同一の案件です。
1番、小野地区、黒崎町の農地1筆 1, 375㎡

2番、小野地区、黒崎町の農地1筆 1, 447㎡

3番、小野地区、黒崎町の農地2筆 3, 279㎡

計6, 101㎡について農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年及び、使用貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻の生産を主体に経営されています。

4番、小野地区、小野島町の農地1筆、3, 954㎡について農業経営規模拡大を行うため、購入する申出です。申出人は、水稻、麦の生産を主体に経営されています。

以上、1番～4番までの申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上で説明を終わります。

議 長 事務局から説明がありましたが、1番から4番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番から4番は申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番から4番は申出どおり許可することに決定いたします。

次に、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見聴取の件」を議題といたします。事務局から、説明をお願いします。

事務局 1番から221番については有喜南部地区の基盤整備事業の事業完了に基づき、有喜南部土地改良区が主導し、中間管理事業へ集積を行ったものです。その内訳は、有喜地区の早見町 178筆 305, 258㎡

中通町 132筆 151, 639㎡

天神町 81筆 161, 085㎡、計 391筆 617, 982㎡です。

今回、権利の設定を行うことにより、地域の農地の集積に繋がります。また、契約期間は賃貸借の10年及び使用貸借の10年で、申請理由は全て同一となっております。

222番、飯盛地区飯盛町後田の農地1筆、948㎡を賃貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

223番、飯盛地区飯盛町山口の農地3筆、5, 285㎡を使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農地中間管理事業の活用に繋がります。

224番、飯盛地区飯盛町後田の農地1筆 1, 162㎡を、使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

す。

225番、小野地区川内町の農地1筆 2, 322㎡を使用貸借10年で新規に権利設定する計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより農業経営規模拡大に繋がります。

続きまして、「議案第5号の農用地利用集積等促進計画の変更」について、説明します。

既に農用地利用集積等促進計画により、農地中間管理機構が利用権の設定を受けている高来地区高来町峰の農地1筆1, 388㎡について、226番のとおり、設定を受ける者の変更を行う農用地利用集積等促進計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営しており、今回、農業経営規模拡大を行うため、権利の設定を行うものです。契約内容は、使用貸借となっており、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である8年6か月となっています。

以上、第5号議案の1番から226番までの申出は農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を満たしています。また、1番から226番までの農用地利用集積等促進計画は、「農地中間管理事業実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。以上で、議案第5号の説明を終わります

議 長 事務局から説明がありました。議案第5号の1番から108番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番から108番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番から108番は「意見なし」とすることに決定いたします。

議 長 次に、109番から118番は、4番委員に関する事項でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、4番委員の退席を求めます。

(4番委員退席)

議 長 109番から118番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、109番から118番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、109番から118番は「意見なし」とすることに決定いたします。

4番委員の入場を求めます。(4番委員・入場→着席)

議 長 次に、119番から226番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、119番から226番を「意見なし」とすることに

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、119番から226番を「意見なし」とすることに決定いたします。

議 長 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

事務局 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書受理の件」について報告します。

小栗地区から2件、有喜地区から2件、真津山地区から1件、多良見地区から1件、森山地区から2件、飯盛地区から1件、高来地区から2件、合計11件出ています。届出理由は、全て相続により農地の所有権を取得したためです。

続きまして、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について報告します。

有喜地区から5件、森山地区から3件、合計8件の通知が出ています。解約理由としましては、5件が農地中間管理機構に貸し付けるため。3件が都合により耕作できなくなったため。となっております。

報告第3号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番 貝津町の畑1筆300㎡を住宅用地とする売買の届出、

2番 貝津町の畑2筆766㎡を駐車場用地及びドッグランとする売買の届出、

3番 津水町の畑1筆204㎡を住宅用地とする使用貸借の届出です。

報告第4号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願受理の件」につきましてご報告いたします。

1番、多良見町山川内の畑1筆512㎡について、昭和63年4月26日付けで住宅及び鶏舎用地とする転用許可を取られてましたが、許可後建築を行っておらず、今後農地として利用するため、今回取消願を受理いたしました。

2番、飯盛町上原の田1筆1055㎡について、令和元年8月28日付けで住宅及び資材置場用地とする転用許可を取られてましたが、譲受人死亡のため、今回取消願を受理いたしました。

報告第5号「農業用施設届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番、福田町の畑1筆661㎡のうち54㎡に農業用倉庫を設置する届出です。

報告第6号「農地改良等届書受理の件」についてご報告いたします。

1番、高来町東平原の田1筆5,112㎡のうち2049㎡を、休耕地であったため、堆肥・土壌改良剤を混合した客土を入れ、生産性を向上させるため農地改良を行うものとなっております。改良後は、唐辛子・にんにく等を作付する計画となっております。

2番、高来町建山の畑1筆924㎡のうち180㎡を畑の途中に段があるので嵩上げし1枚の畑として利用するものです。改良後は、青菜種を作付する計画となっております。

報告第7号、「非農地通知申請書受理の件」について報告します。

飯盛町地区から1件となっております。報告は以上です。

議長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。
（「なし」と言う者あり）

議長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いします。

議長 以上をもちまして、提出されました案件は全て終了いたしました。

議長 お諮りします。議決された案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に一任されたいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

議長 異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に一任することに決定いたしました。

議長 本日の、農地法等に係る審議結果を報告します。

議案第1号	空き家に隣接した農地指定申請書審議	1件。
議案第2号	農地法第3条許可	4件。
議案第3号	農地法第5条許可	5件。
議案第4号	農業経営基盤強化促進法による利用権設定	4件。
議案第5号	農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画	226件。

以上、審議件数は、全部で240件でございました。以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。委員さん方から何かご質問はありませんか。
（「なし」と言う者あり）

議事務局長 なければ、事務局から連絡事項はありませんか。
（事務連絡）

議長 それでは、これをもちまして、令和5年度諫早市農業委員会第11回総会を閉会いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。

議長 _____

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____